

○特殊車両通行許可申請要領について

1. 手続きについて

道路法では、一定の規格（以下、「一般制限値」という。）を超えた車両が公道を通行するには、特殊車両通行許可が必要となり、道路管理者へ申請が必要となります。

車両制限令についての基準（抜粋）

| 車両の諸元 | | 一般的制限値 |
|-----------------------|------|---------------------------------------------|
| 幅 | | 2.5メートル |
| 長さ | | 12メートル |
| 高さ | | 3.8メートル |
| 重さ | 総重量 | 20トン |
| | 軸重 | 10トン |
| | 隣接軸重 | 隣り合う車軸の軸距が1.8m未満：18トン |
| | | 隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸距がいずれも9.5以下：19トン |
| 隣り合う車軸の軸距が1.8m以上：20トン | | |
| 輪荷重 | 5トン | |
| 最小回転半径 | | 12メートル |

[注意事項] 作業機械を含む車幅が2.5m以内のトラクタについては、特殊車両通行許可は不要です。

2. 申請窓口

鏡石町内の町道のみを通行する場合は、役場都市建設課へ申請してください。町道以外に県道及び国道を通行する場合は、下記のとおり申請窓口が異なります。

| 通行する道路 | 申請先 | 電話 |
|----------|----------------------|--------------|
| 町道のみ | 鏡石町 都市建設課 | 0248-62-2116 |
| 町道と県道 | 福島県県中建設事務所 行政課 | 024-935-1329 |
| 町道と国道 | 国土交通省 郡山国道事務所 管理課 | 024-946-0333 |
| 町道と県道と国道 | 国土交通省 郡山国道事務所 管理課 | 024-946-0333 |

[注意事項] 他の道路の横断のみが含まれる場合は、当該横断道路を「通行する道路」とはみなしません。

例) 町道の通行経路に、県道、国道を横断のみの場合は「町道のみ」となります。

3. 必要書類

町道のみを通行する場合の申請書類となります。県道、国道を通行する場合につきましては、申請書類が異なりますので、所管道路管理者へお問い合わせください。

| 必要書類 | 適用 | 部数 |
|-----------------------|---------------------------|------------------------|
| 申請書（様式第1） | 鏡石町都市建設課窓口または、町ホームページにて掲載 | 1部 |
| 標識交付証明書の写し又は自動車検査証の写し | ※ | 車両ごとに1部 |
| 別記様式1 | 車両内訳書 | 2部(車両1台のみの場合 は提出不要) |
| 別記様式2 | 車両諸元に関する説明書 | 2部(車両1台のみの場合 は提出不要) |
| 経路図 | 通行する経路図 | 2部 |

※〔注意事項〕農耕トラクタまたは小型車の場合は、標識交付証明書の写し、大型特殊車両の場合は自動車検査証の写しを提出してください。

4. 手数料

通行経路が町道のみである場合は、手数料は無料となります。通行経路が複数の道路管理者にわたる場合に、手数料が必要となります。手数料につきましては申請先へお問い合わせください。

5. 許可期間

最大2年以内となります。2年以上継続して通行する場合は2年毎に許可更新が必要となります。(通行経路が一定し、これらの経路を反復継続して通行する場合のみ)